

セクシャルハラスメントに対する基本方針

社会福祉法人 上越老人福祉協会

われわれは豊かな高齢社会を実現するため、利用者に対しノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき専門的な福祉・介護サービスを提供している。

当法人の施設・事業所に働く全ての職員は、福祉・介護サービスの専門職員としての社会的責務を自覚し、以下の事項について厳守するとともに、法人組織としてセクシャルハラスメントの無い職場環境作りに努める。

1. 当法人の施設・事業所に働く全ての職員は、性的言動により他人に対して不快な思いをさせたり、職場の環境を悪くするような行為をしてはならない。
2. 当法人の施設・事業所に働く全ての職員は、性的な関心を露骨に示したり、性的行為をしかけたりして、他の職員の業務に支障を与えたり、職場の環境を乱すような行為をしてはならない。
3. 当法人の施設・事業所に働く全ての職員は、その業務上の立場を利用して、交際を強要したり、性的な関係を強要するような行為をしてはならない。
4. 当法人の中に、前項のような性的いやがらせ行為（セクシャルハラスメント）に対する苦情の申し立ての窓口を設置し、施設・事業所に働く職員の苦情の申し立ての場を法人組織として保証する。
5. 当法人では、性的いやがらせ行為（セクシャルハラスメント）に対する苦情の申し立てが行われた場合、申し立て者のプライバシーに十分配慮しながら特別委員会において検討し公正かつ誠実に対応処理を行う。
6. 当法人では、職員による性的いやがらせ行為（セクシャルハラスメント）の事実が判明した場合は、該当職員に対し就業規則第45条及び第46条の規定に基づき厳正に制裁処分を行う。
7. 当法人の施設・事業所の管理者は、職員に対し基本方針に基づき性的いやがらせ行為（セクシャルハラスメント）についての啓発活動及び教育を行う。